

長久手市教育振興基本計画(案)についてのパブリックコメント実施結果

平成31年3月

長久手市教育委員会

1 実施状況

(1) 募集期間

平成31年1月30日(木曜日)から平成31年2月28日(木曜日)まで

(2) 計画案の公表・配布

市役所西庁舎1階教育総務課窓口、市役所西庁舎1階情報コーナー、西小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション
まちづくりセンター、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

7人、28件

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおり。

○計画書全体への意見

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組	頁		
1						「生きる力」に関して、幼少期からの心と体の土台作りが欠かせないものであるとの視点をもって、幼少期からの支援との関わりも大切にして取り組んでいただきたいと思います。 確かな学力は、情緒の安定なくしては積み上げる事はできないので、心の安定にも配慮願います。	長久手市では、妊娠期から出生・乳幼児期・小中学生・その後社会に出るまで、各部署が連携して支援していけるような体制の構築を目指しています。また、スクールソーシャルワーカーやコミュニティ・ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを活用し、子どもの健やかで心豊かな成長を進めていきます。
2						市内に住む全ての母親が、我が子に向き合うための学習が受けられるような講座(必須)は虐待問題と合わせ、家庭教育を身のあるものにするためにも非常に重要な事だと考えます。	子育て支援センターでは、乳幼児及びその保護者が交流する場を提供するとともに、様々な育児講座を実施しています。また、児童館においても市内の幼児とその保護者を対象に幼児教室を実施しています。この、幼児教室実施日には、児童館長による子育て相談や、保健センターの保健師による育児教室「まちの保健師」、幼児の体重測定等を実施する「のびのび計測出張」、子育てコンシェルジュの定期的な訪問を同時に行っています。 こうした講座に参加していただき、育児不安などの解消に努めることで、虐待予防的な観点からのアプローチをしているほか、本年度から、妊娠期から出産、そして子育て期について関係機関の連携を強化し、包括的な支援を行うことを目的に、健康推進課と子育て支援課を「子育て世代包括支援センター」に位置づけていますので、切れ目のない支援の実現と、児童虐待等の早期発見、予防的な関わりによる育児不安や虐待予防に取り組んでいきたいと考えています。
3						こども条例 本市ではこども条例の制定が未だなされていないが、昨今のいじめ、虐待などのこどもの人権を守ることから、不登校、身障、貧困家庭の問題など、子どもを取り巻く環境に教育をエンロールした中での早急な制度設計が必要と考える。	平成28年施行の改正児童福祉法には、子どもが権利主体であることが明文化されたこと、また、法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定して各種施策を実施していることから、さらに条例を制定することは考えていませんが、平成31年度に、「子ども・子育て支援事業計画」の改定作業を予定していますので、ご指摘の子どもの人権を守る取組についても、改定作業の中で検討していく予定です。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組	頁		
4						<p>災害時教育</p> <p>これまでの大災害の教訓から言われている事は、「災害被害を最小限に抑えるには、事前の学びにある。」といわれる。 緊急時には何処に居ても自力で生き抜く事を学ばねばならない。この30年以内に震度7の大震災が90%の確立で起きるとの報告があった。まさに喫緊の課題である。 本市でも「防災の日」に避難訓練が行われているが、全く緊迫感の無い単なる「イベント」で終わってしまっている。これではいざというとき役には立たず、大被害を被るのは必定。日頃から大災害被災者や専門家の講座を常時開くなり、災害ドキュメンタリーの映像を見せ、当事者感覚を追体験するなり、もっと踏み込んだ教育が無ければならない。 ある被災地では毎月1回実地訓練を行っているがその中心は中学生である。災害教育は学校を中心として、さらに地域全体へも敷衍すべきと考える。</p>	<p>市内小中学校では、各学期に1回ずつ避難訓練を実施しています。地震や火事、不審者侵入などの状況を想定し、「自分の身は自分で守る」よう指導をしています。また、防災に関する映像や消防署職員・安心安全課職員を招いての防災講話も行う学校があります。また、抜き打ちで行ったり、1次避難のみを行う「シェイクアウト」を行ったりするなどの取組を行っている学校もあります。市全体として、さらに来るべき災害に備えた防災教育を進めていきます。</p>
5						<p>教育文化行政</p> <p>長久手市における文化の家、中央図書館、生涯学習課、平成こども塾は、この全ての部署が統括され一つの方針の下に一貫性を持ち、文化行政が一元的に行われなければならないのではないかと。 例えば、くらし文化局 教育文化部というような位置づけも考えられる。</p>	<p>平成25年7月から、本市が推進する「幸福度の高いまち＝日本一の福祉のまち」の実現のために、地域コミュニティ活動、市民参加・交流、生涯学習、文化等を市民の主体的な取組として推進するため、それに係る行政機能を市長部局に集約し、組織の横断的な連携を図る組織編成を行っています。</p>
6						<p>リカレント教育</p> <p>この計画書の「はじめに」の中でも超高齢化社会の到来と書かれていて、更に中央教育審議会にも「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」とあるが、計画書全体を俯瞰すると依然として主に「学校教育」を念頭に置いて考えられているという感が否めない。</p> <p>策定委員会の名簿を見ても、ほとんどが「学校教育」関係者で占められていて、「あらゆる世代に関わる教育活動の振興」には対応していないと言わざるを得ない。</p> <p>また課題の5にもあるとおり、「より多くの市民がいつまでも学び続けるための仕組みが不足している」と述べられているように抜本的な対策が必要である。</p> <p>これからの人口構成からみてもその3分の1が高齢者で占められ、社会的に見ても大きな存在である高齢者に対する教育の価値は重要である。みんなのまち条例にもあるとおり高齢化社会においては、特に現役世代を終えたばかりの多くの高齢者が、突如、目標・目的を見失い、戸惑い、自己喪失感にさいなまれている。さらには周辺の人たちも、その多大なる影響を受けていると思われる。</p> <p>現行の長久手市における「生涯学習教育」は、内容的に成人一般に対する趣味的講座をもって充当しているのが実情で、特に高齢者を対象にした積極的「教育」は行われていない。</p> <p>また男女を問わず、これまでの様な新たな就労のための再技術修得やスキルアップのためではなく、自分自身の生きがいの模索や教養の醸成、自己能力の再発見へ導くための「教育の場」、リカレント教育が極めて重要である。</p> <p>そのほか新たな視点としては、「終活」に対する情報の提供や具体的取組、福祉施策との関連を持った動きや大学の研究との協働した講座の開設など、幅広い「教育」が望まれる。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

○第1章への意見

意見番号	意見区分				意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組		
7	1				<p>教育振興基本計画の策定の趣旨に記載されている2020年からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文 「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とありますが、抽象的で絵空事の羅列は止めて、せめて小学4年生あたりが理解できる平易で具体的な中身のある文章を心がけるのが教育の第一歩ではないでしょうか。</p>	<p>文部科学省による新学習指導要領には、「学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。」という願いが込められています。 本計画案においても、23ページ内の「平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進」や29ページ「大学や民間企業と連携した教育の推進」のように、その願いを踏まえた上で、本市の資源を活かし、子どもたちの健やかな成長につながる施策・取組を展開していきます。</p>

○計画書内施策等への意見

意見番号	意見区分				意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組		
8	2 5	I	4		<p>「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」を記載し取り入れるべきである。</p> <p>――主旨―― 平成十八年に改正された教育基本法 教育の目標2条の5「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を幼少期から学ぶことが重要である。自己肯定感とは、我が国の成り立ち・文化・郷土の誇りを学ぶことにより、自然に生まれてくるものである。まちへの関心・愛着は、決して「市民が主体となった計画づくり」から得られるものではない。</p> <p>計画案[p6]「これからはグローバルな視点が必要になる。そのためには、まずは自国として自分の住む地域を理解することが大切。」に対しての基本施策 国際理解教育の推進[p26]は、「外国語教育の充実を図るとともに、異文化を理解し、尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく力を身につけます。」となっている。</p> <p>我が国の歴史・文化・伝統を知らずして、他国を尊重することができるだろうか。 郷土の歴史を知らずにまちへの愛着が得られるだろうか？ グローバルに活躍する人材は、行動力があり、自分で考え、最後までやり抜ける、自国のアイデンティティをしっかりと持っていることが重要である。 日本の成り立ち・郷土の歴史(偉人)本などで学ぶ機会を造ることを提案する。</p>	<p>市教育委員会としても、ご意見にあるとおり、日本の伝統や文化について学ぶことは重要なことであると認識しています。新しい学習指導要領では、国語の授業で古典など言語文化について、社会科の授業で県内の主な文化財や年中行事について、音楽の授業では、郷土の音楽や和楽器について学ぶなど、日本の伝統や文化について学ぶことが示されています。</p> <p>また、主な取組の中でも「平成こども塾を活用した学校連携プログラムの推進」(P23)や、「伝統文化体験学習の推進」(P24)、「ESD(持続可能な開発のための教育)の推進」(P25)及び「郷土料理、行事食の提供」(P28)において、地域の伝統や文化に関する項目を掲げています。</p> <p>今後もこれらの観点を含め、工夫をしながら取り組んでいきます。</p>
9	5	I	8	大学・民間連携の推進	<p>市内四大学及び民間施設との教育連携</p> <p>教育は全世代、全地域の問題であり、あらゆる教育資源の活用が望まれる。幸い当市では近隣を含め多くの大学に恵まれ、また美術館、博物館や国内唯一の介助犬センター、リニアモーターカーなどの施設がある。</p> <p>特に大学と大学生には長久手市民との共生において、多大の互恵関係のもと当然ながら教育面での協働がある。</p> <p>各大学の特性を活かし、特に市民講座開設や学術研究フィールドとしての地域調査、また協働ボランティア活動などである。</p> <p>具体的には、愛知県立大学による社会福祉講座・学術調査、愛知県立芸術大学による文化講座・公演会、愛知医科大学による健康維持訓練・終末医療講座・アンケート調査、愛知淑徳大学C.C.Cによる市民公開講座などが挙げられる。</p> <p>現在も単発的な教育活動はあるが、先に挙げた「リカレント教育」など、更なる拡大充実した計画を組み込まれたい。</p>	<p>生涯を通じた学びの機会提供と支援の充実として、市民が楽しく学び合う機会を提供することにより、自主的な生涯学習活動を推進していきます。</p>

意見番号	意見区分				意見内容	市の考え方	
	章	基本目標	基本施策	取組			
10	5	II	2	男女共同参画の推進	31	<p>長久手市立中学校では、制服のリボンの付け方とスカートの履き方を男女共に指導することを広く知られてほしい。 男子がリボンをつける、スカートを履く、女子がスラックスを履くという人が多ければ、一部の人が目立つことなく安心して学校生活ができる。 またそのことが多くの人にとって「かわいい」「かっこいい」という好印象を与えることをわかってほしい。</p>	<p>ご意見をいただいた公立中学校における制服の着用について、男女共同参画やジェンダーフリーの観点からも、本市教育委員会として検討すべき課題であると認識しています。当計画に記載している施策内容も踏まえ、今後も研究を進めていきます。</p>
11					<p>名簿、制服など目に見えるものはもちろんのこと、目に見えない区別をなくすよう、教員、保護者の研修等を進めてほしい</p>	<p>男女共同参画の推進については、現在策定中の「第3次長久手市 男女共同参画基本計画」の内容も踏まえ、教育関係者等の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。</p>	
12	5	II	2	人権教育の推進	31	<p>いじめが重大な人権侵害であることを明記した方がよい</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。 本計画には明記していませんが、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいきます。</p>
13	5	II	3		32	<p>「地域の児童生徒が安心して過ごせる学校づくり」を念頭に方針を変えるべきである。</p> <p>—主旨— 基本施策(3) 不登校児童生徒への支援の充実「近年、増加傾向にある不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として、適応指導教室の充実を図るとともに、家庭にいる不登校児童生徒に対しては、家庭への訪問等を進め、学校や社会への復帰を支援します。」[p32]とあるが、地域の児童生徒が安心して過ごせる学校づくりが基本である。 不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として適応指導教室を充実させるべきではない。 不登校とはひとりひとりがいろんな原因で登校できなくなっているのであり、それを適応指導するとは、一方で多様性を求めながらある価値観に適応させるべく指導をするといった矛盾である。 面白くない授業、無駄な宿題、無駄な規則をなくし抜本から学校を見直すべきである。</p>	<p>本市教育委員会においても、児童生徒が日常的に通学する学校が安心して学び、過ごせる場であるよう、学校運営を推進していくことは大前提として捉えており、本計画案においても、指導方法の変革や必要とされる行政支援などを考慮した上で施策を展開しております。 ご意見いただいたとおり、不登校の背景にはそれぞれ様々な要因が及んでいる事を理解した上で本市の適応指導教室は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・学習指導を含めた適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を目指して設置しております。 地域の児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めながら、一人ひとりの状況に合わせて指導を進める体制づくりを目指していきます。</p>
14	5	II	3		32	<p>不登校児に対して、学校への復帰だけが不登校児やその家族の希望、目標でないことに留意を願いたい</p>	<p>不登校児童生徒が社会的自立に向かえるよう、学校における環境の整備、学校以外の場における学習活動に必要な情報提供等、個々の状況に応じた必要な支援に取り組んでいきます。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組	頁		
15	5	II	4	インクルーシブ教育システムの構築	33	欄外に「※インクルーシブ教育システムとは」の説明文を加えてください。説明の中に「障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」を加えてください。	ご意見をいただいた「インクルーシブ教育」を含め、一般的ではない用語の解説は、いずれも本計画案79ページからの「用語解説」において表記いたします。
16						「インクルーシブ教育システムの構築」の内容に「義務教育段階の児童生徒については、いかなる障がいがあっても市内の小中学校において個に応じた適切な教育が受けられることを目指します。」を加えてください。	インクルーシブ教育システムの構築にあたって必要な要件となる、 ① 障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと ② 障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境整備） ③ 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適宜な変更・調整（合理的配慮）が提供されること の3点を踏まえつつ、取組を進めていきます。
17						6	55
18	5	II	4	学級指導補助の適正な配置	33	表記を一部修正してください。 「発達障害のある児童生徒の学習を助けたり、学校生活を支えたりするための学級指導補助の増員を図るなど、体制の充実を図ります。」 ⇒「発達障害のある児童生徒の学習を助けたり、学校生活を支えたりするために、 地域の人材の活用も含めて 学級指導補助の増員を図り、指導体制の充実を図ります。」	市内では、特別支援学級の児童生徒に加え、通常学級でも特別に支援を要する児童生徒が増加し続けています。各校においては、できる範囲で児童生徒の個別指導や取り出し指導を行っていますが、より充実した指導を行うために、学級指導補助の適正な配置を進めています。 また、幅広い地域住民、団体等の参画により子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の立ち上げを目指すなかで、地域人材の専門性や、地域資源の活用も含めて、指導体制の充実を図ります。
19	5	III	2	学校普通教室等へのエアコン設置	36	適正利用のための運用基準の制定も同時進行すべき	学校普通教室等へのエアコン設置事業と並行して、小中学校エアコン運用指針の策定作業を進めています。運用指針の策定にあたっては、12月に実施したアンケートでいただいた、多くのご意見を踏まえて、今年度中にまとめる予定です。
20	5	III	4		37	地域と連携した訓練も積極的に進めてほしい	学校における安心安全な生活の確保においては、学校における体制整備だけでなく、家庭や地域、また、警察、医療機関などの関係機関との連携が重要と考えています。これらの方々との連携を図りつつ、学校の危機管理能力の向上に努めていきます。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組	頁		
21	5	Ⅲ	5	スクール・サポート・スタッフの配置検討	38	PTAのボランティア活動とするなど、具体的に積極的に進めてほしい	本市教育委員会においても、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、学習プリント等の印刷や、授業準備の補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置は積極的に推進すべき事項と捉え、配置を検討していきます。
22	5	Ⅳ				<p>地域と共にある学校、「PTCA」への変革(PTAにコミュニティが加わる)</p> <p>学校は、校長や教頭のキャラクターによってその都度運営方針が変えられるべきでは無い。 ある地域では、教頭が変わった途端に地域との関わり、相互協力関係が途絶えたといわれる。学校運営は、児童や保護者の生活圏である地域の中でこそ活かされ育まれるものであって、絶えず入れ替わる校長や教頭の独断で方向が変えられるべきものではないのではないか。児童の住む地域との繋がりがなしで孤立したままでは、本質的な教育が実践されるとは思われない。そしてPTAは、たまたまその時の保護者、たまたまその時の教職員で構成されていて、絶えず流動的であり一定の方向性が担保されない。児童の登下校の見守り、互いの地域・学校行事への参加、災害時の避難誘導相互支援・救助、貧困家庭の児童へのこども食堂や学習支援、里山自然観察、文化の家で文化芸術活動参加、図書館での読書活動、郷土史歴史の校外体験など、枚挙にいとまがないほど地域との連携により多くの事が可能になり、補完され、継続維持される。PTAの組織への地域住民の参入によって、まちづくりは更に豊になる。学校は、閉鎖社会であってはならない。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支え、市民の皆様も相互に学びを深め、まちづくりを活性化していくために、地域と学校が連携・協働する体制づくりは不可欠であると本市教育委員会も認識しております。 本計画案20ページ等においても「地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり」を長久手市における教育の基本目標の一つとして掲げております。 小中学校ごとの特色や地域の特性を活かした学校運営を行うための仕組みづくりとして、幅広い地域住民、団体等の参画により子どもたちの成長を支え、学校と地域を結びつけるための組織となる地域学校協働本部の立ち上げを目指し、取組を始めています。まずは、地域学校協働本部における活動を軌道に乗せ、様々な場面で地域とふれあう事ができる機会を創出するための施策を展開していきたいと考えます。</p>
23						<p>コミュニティースクールの実現に向けた取り組みを最重要課題と位置づけて頂くことを望みます。 教育指導要項の改訂の意味する、個性豊かな主体的で体験的な学びは、学校が地域に開かれていることが肝要です。地域に開かれている学校とは、学校の授業の中で何かをするために、地域の団体や市民を受け入れるということだけではなくと思います。 子どもたちが、学校の授業という枠を越えて、子どもたちを地域に開放するという考え方は、一人ひとり自由に学び、一人ひとりの感性を養う場を学校以外に求めるといことが、主体的な学びに通ずると思うからです。 文化の家で、フルオーケストラ演奏を聞かせてあげてください。子どもたちに思いっきり、自由に遊ぶ時間と場所を与えてあげてください。地域の大人たちと一緒に何かをする機会をつくってあげてください。地域の中で子どもたちは、学校の授業では学べない、もっと大切なことを学ぶことができます。子どもたちは学ぶ力を元々持って生まれてきました。豊かな可能性と潜在能力を持って生まれてきました。それを引き出すことが「学校」の役割であると思っています。</p>	<p>地域学校協働本部の設立に向け、現在教育総務課では1名の地域コーディネーターを採用し、準備作業を進めています。 小中学校ごとの特色や地域の特性を活かした学校運営を行うための仕組みづくりとして、幅広い地域住民、団体等の参画により子どもたちの成長を支え、学校と地域を結びつけるための組織となる地域学校協働本部の立ち上げを目指し、取組を始めています。まずは、地域学校協働本部における活動を軌道に乗せ、様々な場面で地域とふれあう事ができる機会を創出するための施策を展開していきたいと考えます。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	基本施策	取組	頁		
24	5	V	4	アートのまち創造事業の推進	43	文化芸術は、ヒトが人間として育つ土台となるものであるとの視点を持って、学校教育との連携も進めていく旨も入れるべき	学校教育との連携については、毎年小中学校全校へのアーティスト派遣活動や文化の家での芸術鑑賞会などで場・機会の提供を行っており、今後も継続していく予定です。
25	5	V	6	青少年の健全な育成を支える	47	内容がわかりにくい。具体例も盛り込むなど、市民にわかりやすい表現にすべき	<p>いただいたご意見を基に、47ページ内の「基本施策(6) 青少年の健全な育成を支える」に係る「主な取組と内容」の内「個性を発揮できる活動の機会づくり」及び「健全な家庭づくりの支援」について、取組内容の表記を以下のとおり修正しました。</p> <p>「個性を発揮できる活動の機会づくり」 修正前 「子どもが積極的に発言、主張する機会を提供することで子どもの個性を育みます。」</p> <p>修正後 「作文コンクールを実施する等、子どもが積極的に発言、主張する機会を提供します。」</p> <p>「健全な家庭づくりの支援」 修正前 「家庭教育の充実に取り組み、家庭教育学級を支援します。」</p> <p>修正後 「家庭教育の充実を図るため、保護者の活動を支援します。」</p>
26	6	/	/	/	50～	ここにはない取組も、計画に合うものが出てれば、積極的に柔軟に進めてほしい。子どもたちにとって1年はとても大きなものである	社会や当市における情勢の変化はもちろんのこと、子どもたちの健やかな成長において必要とされる施策や取組が想定されれば、当計画に記載が無くても、着実に推進できるよう計画の見直しを行います。
27	6	IV	1	地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進	52	実施項目に「地域の人材を活用した学級指導補助の充実」を加えてください。	幅広い地域住民、団体等の参画により子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の立ち上げを目指すなかで、地域人材の専門性や、地域資源の活用も含めて、指導体制の充実を図ります。
28	6	I IV	I-2 IV-2	地域人材を活用した教育の推進	53	実施項目に「地域の人材を活用した学級指導補助の充実」を加えてください。	